

# 診療報酬常用点数早見表－診療所用 正誤及び追補 (2007. 6. 18 現在)

【頁欄に●印のない訂正は、初版（水色冊子）のみの正誤及び追補である。頁欄に●印がある訂正は、初版（水色冊子）及び訂正版（桃色冊子）に共通する正誤及び追補である。】

頁	訂正箇所	誤	正												
2	「初診料」表中「電子化加算」（6歳以上、6歳未満とも）	+3	+3 (届)												
2	「再診料」表中「6歳以上」欄内の「時間内」	57	71												
2	再診料表中「外来管理加算」	・慢性疼痛疾患管理、認知症患者在宅療養指導管理	左記下線部分を削除												
●2	下から3～2行目	傷病手当金意見書交付料 100点(月1回限度) 療養費同意書交付料 100点(月1回限度)	傷病手当金意見書交付料 100点 療養費同意書交付料 100点												
3	B表中「手術後医学管理料」	1, 188	1, 056												
3	B表中「悪性腫瘍特異物質治療管理料」の「併算定不可」	腫瘍マーカーの検査に要する費用	腫瘍マーカーの検査に要する費用（腫瘍マーカーの例外規定は除く）												
3	B表中「慢性疼痛疾患管理料」の「併算定不可」	・・・、同一月の「外来管理加算、介達牽引、消炎鎮痛等処置」	・・・、同一月の「外来管理加算、介達牽引、消炎鎮痛等処置」(算定初月に限り本管理料算定以前は可)、心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器リハビリテーション												
3	C表中「薬剤情報提供料」の「点数」	10 老人健康手帳に薬剤名記載 +15	10 老人健康手帳に薬剤名記載の場合は15												
3	C表中「ウイルス疾患指導料」の「表」	<table border="1"> <tr><td>肝炎ウイルス等</td><td>240</td></tr> <tr><td>HIVウイルス</td><td>330</td></tr> <tr><td>療養指導加算 (届)</td><td>+220</td></tr> </table>	肝炎ウイルス等	240	HIVウイルス	330	療養指導加算 (届)	+220	<table border="1"> <tr><td>肝炎ウイルス等</td><td>240</td></tr> <tr><td>HIVウイルス</td><td>330</td></tr> <tr><td>療養指導加算 (届)</td><td>+220</td></tr> </table>	肝炎ウイルス等	240	HIVウイルス	330	療養指導加算 (届)	+220
肝炎ウイルス等	240														
HIVウイルス	330														
療養指導加算 (届)	+220														
肝炎ウイルス等	240														
HIVウイルス	330														
療養指導加算 (届)	+220														
4	C表上から7段目	「乳幼児栄養指導料」欄を削除（下から1段目と重複掲載のため）													
4	C表中「地域連携小児夜間・休日診療料」の「点数」	(1) 300 (2) 452	(1) 300 (2) 450												
6	B表中「在宅患者訪問診療料」の「在宅ターミナルケア加算(I)」	+1, 000	+10, 000 (死亡診断加算含む)												
●6	B表中「医師」欄における「同日算定不可」項目	初診料、再診料、訪問看護、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護	初診料、訪問看護、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護												
6	B表中「在宅時医医学総合管理料」 「同月算定不可」	・・・、在宅寝たきり患者処置指導管理料	・・・、在宅寝たきり患者処置指導管理料、投薬料												
●8	「注射料」表内「入院」欄	乳幼児加算(6歳未満) +21	乳幼児加算(6歳未満) +42												
9	C表中	消炎鎮痛等処置 (1日につき) ※	消炎鎮痛等処置 (1日につき)												
9	C表中	「消炎鎮痛等処置」欄と「介達牽引(1日につき)」欄の間に、右の欄を追加	<table border="1"> <tr><td>3 湿布処置</td><td></td></tr> <tr><td>イ. 半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲</td><td>35</td></tr> <tr><td>ロ. その他</td><td>24</td></tr> </table>	3 湿布処置		イ. 半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲	35	ロ. その他	24						
3 湿布処置															
イ. 半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲	35														
ロ. その他	24														
15	精神科専門療法	通院精神療法 330	通院精神療法 360												
16	A表欄外	イ 単純撮影(+75点)、ロ 特殊撮影(+95点)、ハ 造影剤使用撮影の場合(+120点)	イ 単純撮影(+60点)、ロ 特殊撮影(+64点)、ハ 造影剤使用撮影の場合(+72点)												
●18	「有床診療所入院基本料」表下	※看護師を3人以上配置しており、…	※看護職員10人以上で、かつ、看護師を3人以上配置しており、…												
18	上から2つ目の表内「特別入院基本料」欄	老人患者 480(102)	老人患者 680(102)												
18	「入院時食事療養」の食堂加算	1日につき	1日につき (療養環境加算1は算定不可)												

最新の正誤表については、当会のホームページ (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認下さい。